

令和7年第2回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案

〔 令 和 7 年 6 月 5 日 〕
〔 第 2 回 水 戸 市 議 会 定 例 会 〕

市議会議案第55号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
〃 第56号	水戸市職員の育児休業等に関する条例及び水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3
〃 第57号	水戸市市税条例の一部を改正する条例	7
〃 第58号	水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例	9
〃 第59号	指定管理者の指定について（児童遊園）	11
〃 第60号	市道路線の認定について	13
〃 第61号	内原町調整池整備工事請負契約の締結について	27
〃 第62号	東赤塚都市下水路新設工事請負契約の締結について	29
〃 第63号	令和7年度水戸市一般会計補正予算（第2号）	31
報 告 第16号	専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）	33
〃 第17号	専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	35
〃 第18号	専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）	37
〃 第19号	専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）	39
〃 第20号	専決処分について（令和7年度水戸市一般会計補正予算（第1号））	41
〃 第21号	専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）	45
〃 第22号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	47
〃 第23号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	49
〃 第24号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	51
〃 第25号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	53
〃 第26号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	55
〃 第27号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	57
〃 第28号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	59
〃 第29号	令和6年度水戸市一般会計継続費繰越計算について	61
〃 第30号	令和6年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について	63
〃 第31号	令和6年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について	67
〃 第32号	令和6年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について	69
〃 第33号	令和6年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について	71
〃 第34号	令和6年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について	73
〃 第35号	令和6年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について	75
〃 第36号	令和6年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について	77

報 告	第37号	公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和7年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	79
〃	第38号	公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和7年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	81
〃	第39号	一般財団法人水戸市農業公社の令和7年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	83
〃	第40号	一般財団法人水戸市公園協会の令和7年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	85
〃	第41号	公益財団法人水戸市国際交流協会の令和7年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	87
〃	第42号	一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和7年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	89
〃	第43号	一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和7年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	91

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「10,800」を「12,200」に, 「12,800」を「14,500」に, 「11,300」を「12,800」に, 「10,900」を「12,400」に, 「9,600」を「10,900」に, 「8,900」を「10,100」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市職員の育児休業等に関する条例及び水戸市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 水戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。以下同じ。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数（第18条の4各号に定める時間から次条に定める期間において既に承認を得た第2号部分休業の時間数を減じて得た時間数をいう。以下この号において同じ。）に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについての承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの時間に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。次条において同じ。）の承認の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、同条第3項の規定による変更（以下「部分休業の区分変更」という。）をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると市長が認める事情とする。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が部分休業の区分変更をしたときとする。

(水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第8条の4 任命権者は、水戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水戸市条例第1号）第22条の措置を講じるに当たっては、同条例第21条第1項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 水戸市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いについては、当該意向に配慮しなければならない。

第15条の3第1項中「請求、申告又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間に

おける部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。）の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の水戸市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（準備行為）

- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第25条中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条第1項ただし書中「若しくは」を「」，「」に改め，「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条第1項第3号及び第37条第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第37条第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え，同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第131条第1項中「及び第135条」を「第135条及び付則第29条の2」に改める。

付則第29条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第29条の2 令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこ（第127条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい，第130条の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第131条第1項の製造たばこの本数は，同条第3項の規定にかかわらず，当分の間，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第127条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし，当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては，当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
 - (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし，当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては，当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書及び第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は，売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し，その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し，同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数があ

る場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第130条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第130条の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第25条、第34条第1項ただし書、第36条第1項第3号及び第37条第1項の改正規定 令和8年1月1日
 - (2) 付則第29条の次に1条を加える改正規定及び次項から付則第4項までの規定 令和8年4月1日
（市たばこ税に関する経過措置）
- 2 次項に定めるものを除き、前項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（改正後の水戸市市税条例（次項において「新条例」という。）付則第29条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、水戸市市税条例第128条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る新条例第131条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第29条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 水戸市市税条例第131条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第29条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例付則第29条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 4 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

水戸市児童遊園条例（平成2年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表水戸市笠原町第4児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市笠原町第5児童遊園	水戸市笠原町1482番23
--------------	---------------

別表水戸市河和田町東原第1児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市河和田町東原第1児童遊園	水戸市河和田町189番9
-----------------	--------------

別表水戸市見川町丹下児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市見川町丹下第1児童遊園	水戸市見川町2160番35
----------------	---------------

別表水戸市米沢町上組児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市米沢町上組第1児童遊園	水戸市米沢町377番37
----------------	--------------

付 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 - (1) 水戸市笠原町第5児童遊園
 - (2) 水戸市河和田町東原第1児童遊園
 - (3) 水戸市見川町丹下第1児童遊園
 - (4) 水戸市米沢町上組第1児童遊園
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市公園協会
- 3 指定の期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき，市道路線の認定を別紙のとおり行うものとする。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

（参考）

道路法抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条第1項 第3条第4号の市町村道とは，市町村の区域内に存する道路で，市町村長がその路線を認定したものをいう。

同条第2項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては，あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

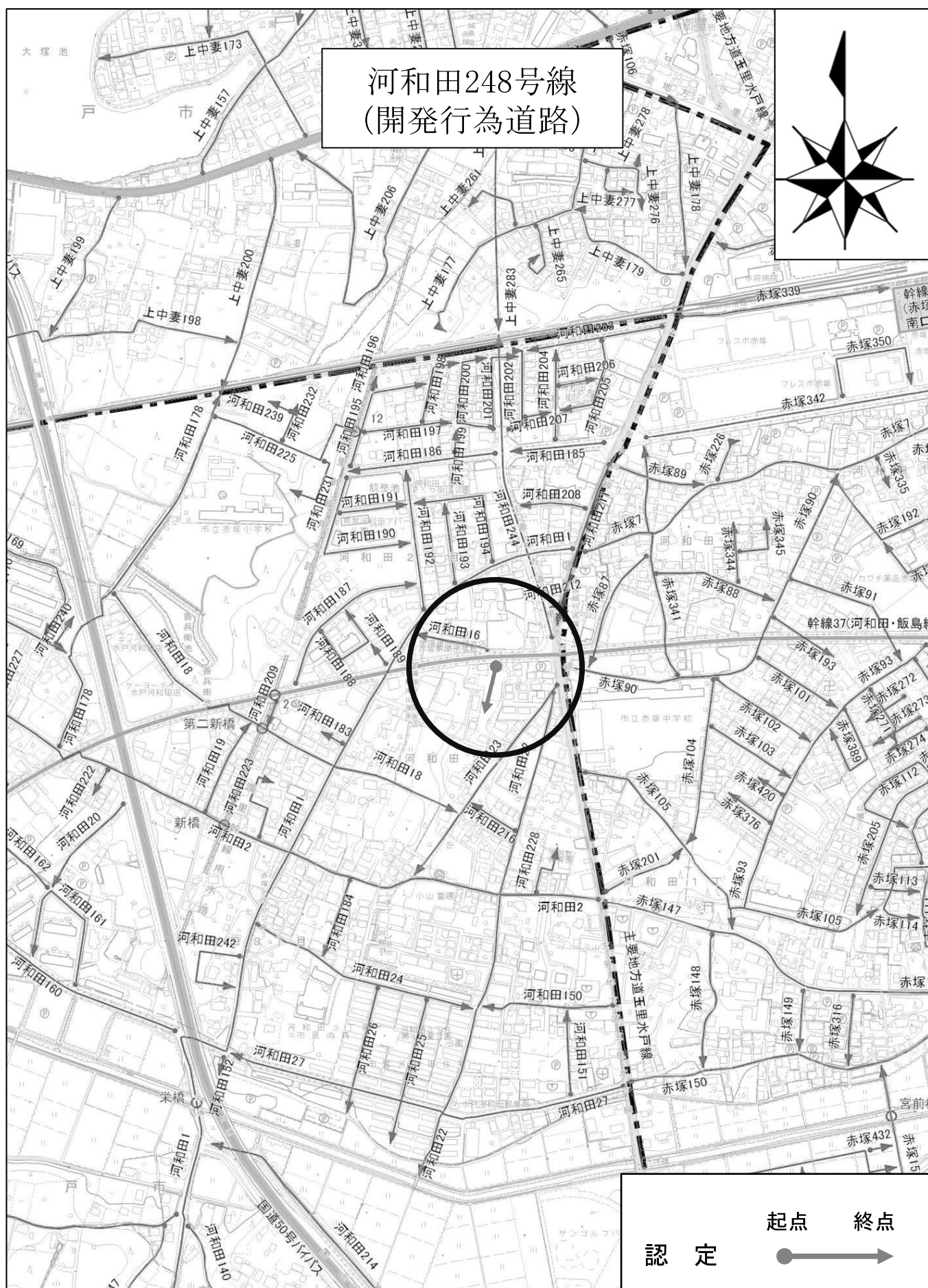
別 紙

路線の認定

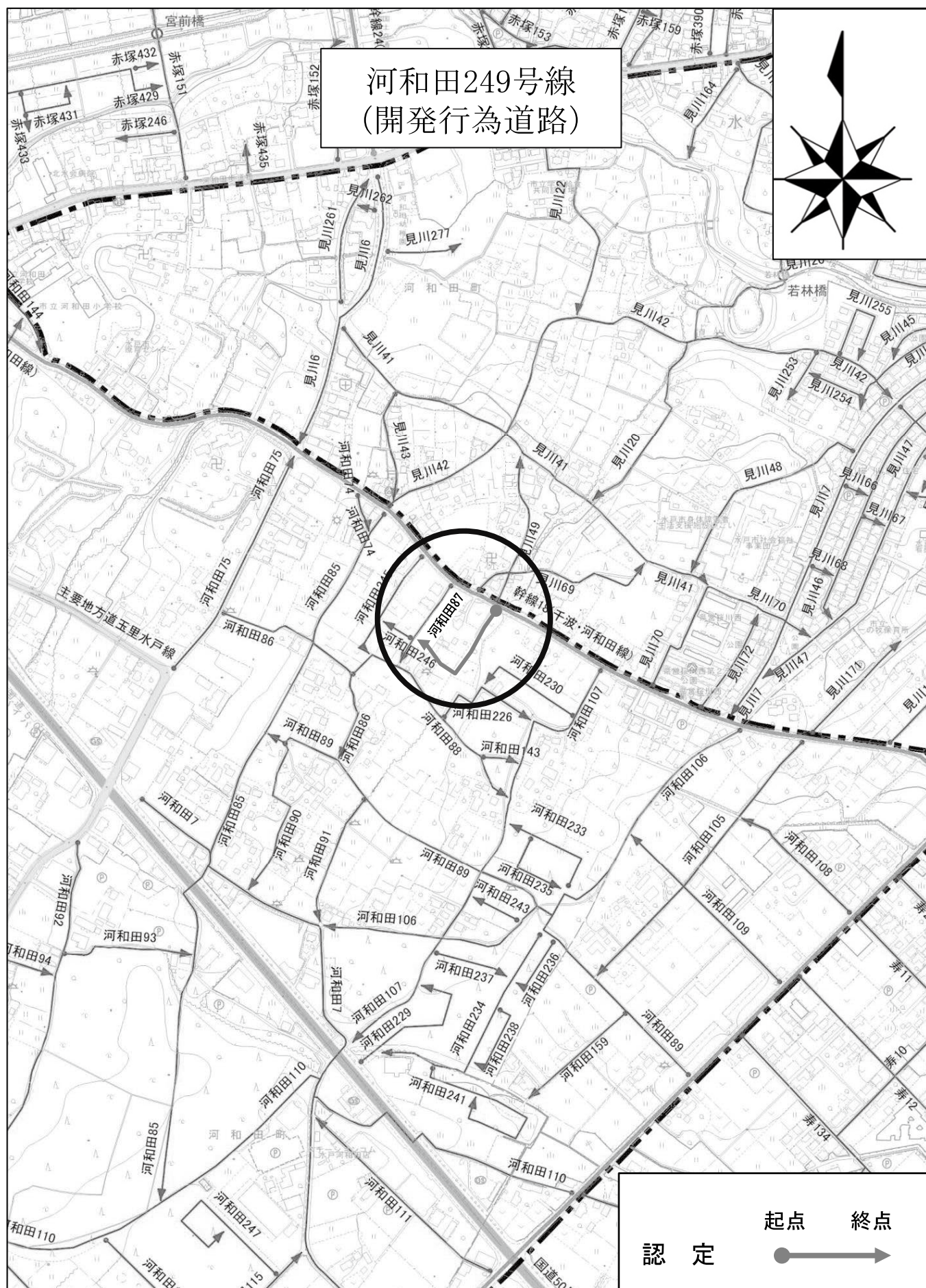
路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋 り よ う		
河 和 田 248号線	起点 幹線市道37号交点 水戸市河和田2丁目1784番3地先 終点 水戸市河和田2丁目1770番38地先			75.57		6.48 ～8.49	開発行為 道 路
河 和 田 249号線	起点 幹線市道18号交点 水戸市河和田町204番4地先 終点 市道河和田87号交点 水戸市河和田町235番13地先			169.49		6.35	開発行為 道 路
河 和 田 250号線	起点 幹線市道18号交点 水戸市河和田町189番13地先 終点 水戸市河和田町189番17地先			32.03		6.35	開発行為 道 路
寿 285号線	起点 市道寿2号交点 水戸市見川町2160番20地先 終点 市道寿285号交点 水戸市見川町2160番30地先			264.71		6.35 ～6.80	開発行為 道 路
寿 286号線	起点 幹線市道15号交点 水戸市笠原町1482番15地先 終点 水戸市笠原町1482番8地先			101.25		6.36	開発行為 道 路
笠 原 311号線	起点 市道笠原4号交点 水戸市笠原町498番45地先 終点 水戸市笠原町498番52地先			67.91		6.35 ～6.36	開発行為 道 路
吉 田 347号線	起点 市道吉田51号交点 水戸市米沢町377番25地先 終点 市道駅南180号交点 水戸市米沢町377番9地先			123.19		5.37 ～6.39	開発行為 道 路
吉 田 348号線	起点 市道吉田347号交点 水戸市米沢町377番24地先 終点 市道吉田347号交点 水戸市米沢町377番31地先			93.46		6.35 ～6.40	開発行為 道 路
吉 田 349号線	起点 市道吉田347号交点 水戸市米沢町377番15地先 終点 水戸市米沢町377番37地先			22.41		5.37	開発行為 道 路
酒 門 401号線	起点 市道酒門23号交点 水戸市酒門町4263番12地先 終点 水戸市酒門町4264番22地先			39.94		4.13 ～4.16	寄附道路
渡 里 337号線	起点 市道渡里280号交点 水戸市堀町419番4地先 終点 水戸市堀町418番3地先			65.01		4.00 ～4.23	寄附道路

路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋 り よ う		
渡 里 338号線	起点 市道渡里94号交点 水戸市堀町1218番 7 地先	終点 水戸市堀町1218番 6 地先		90.66		6.35 ~6.72	開発行為 道 路

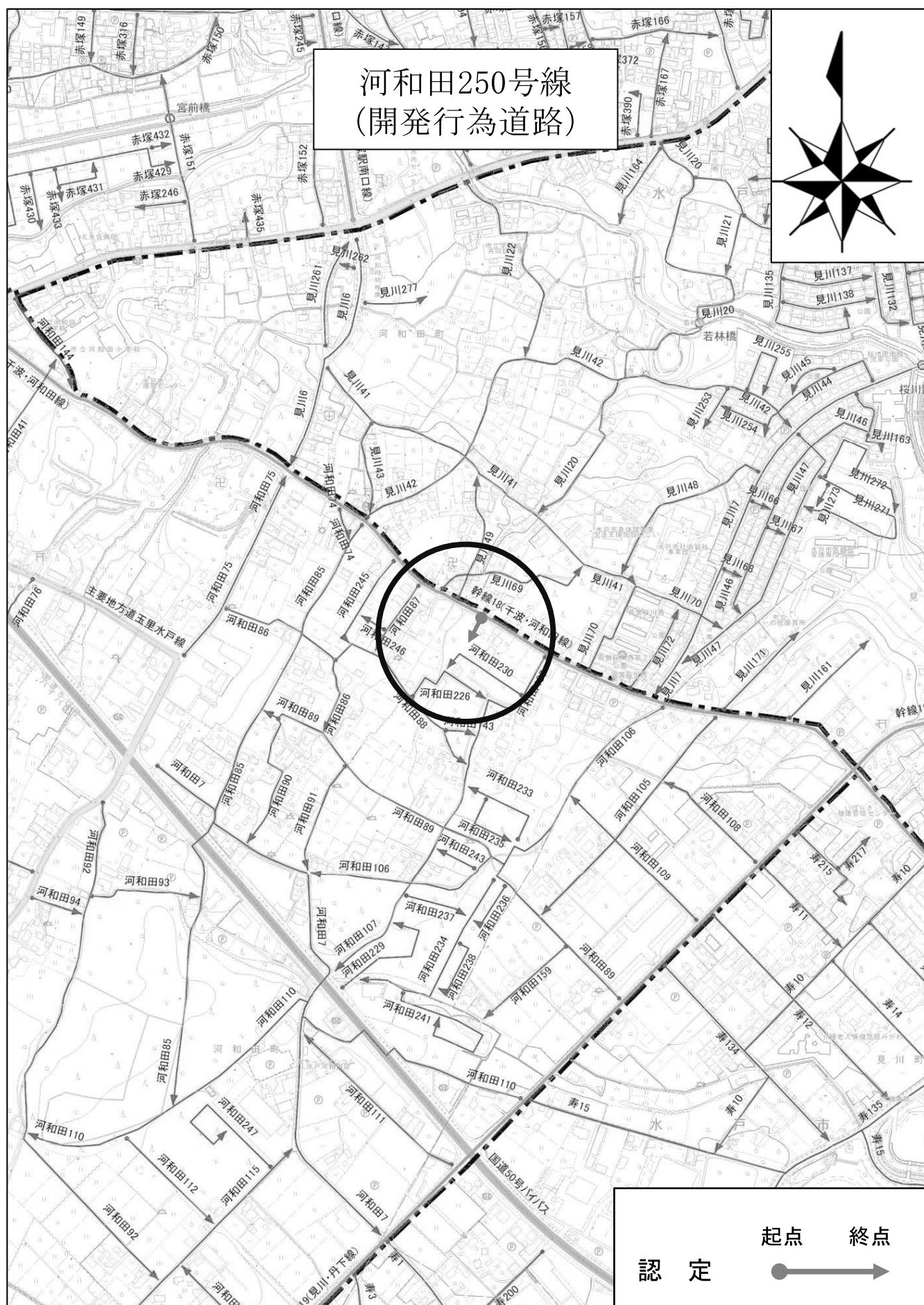
市道路線の認定の位置図



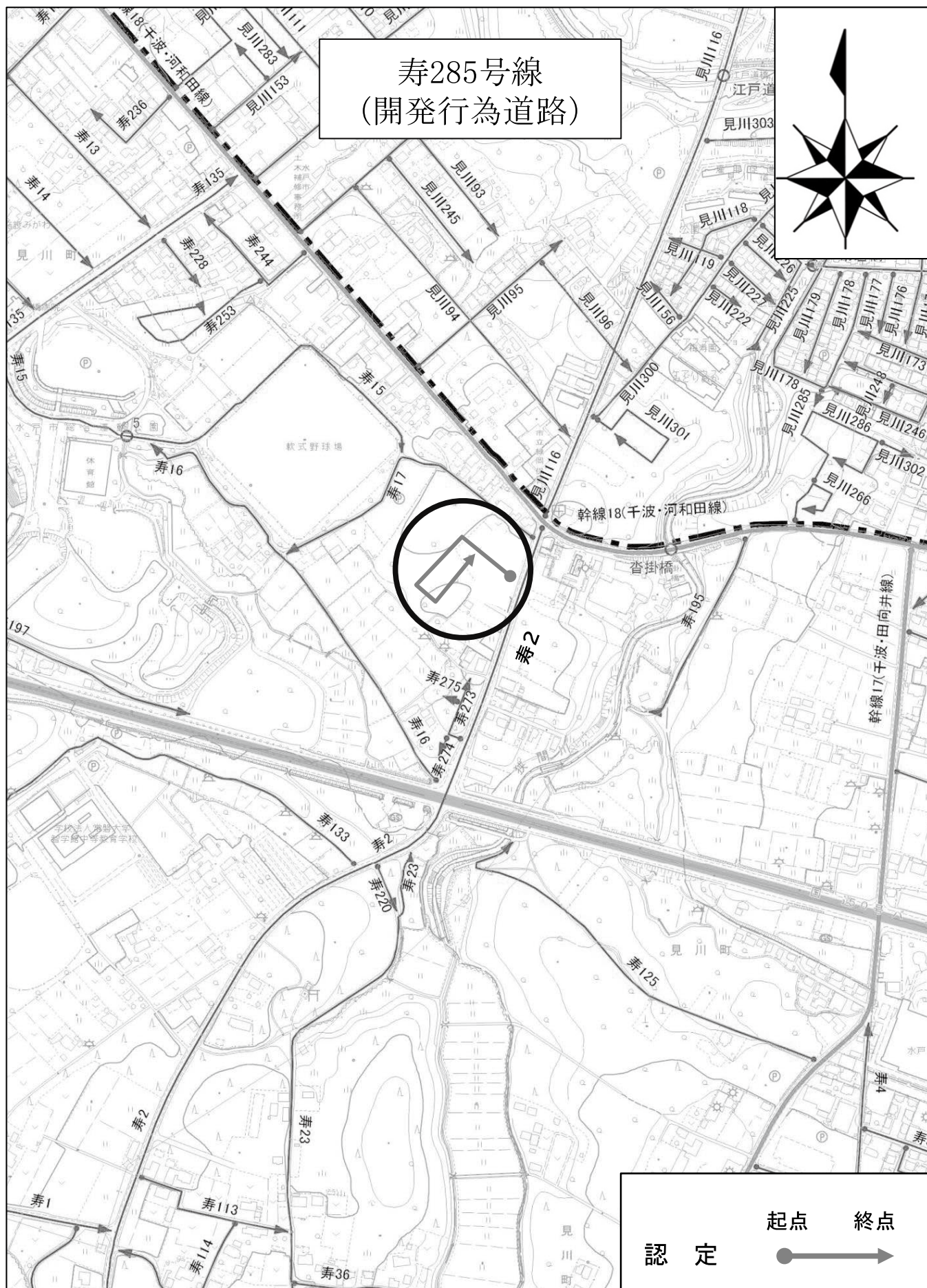
市道路線の認定の位置図



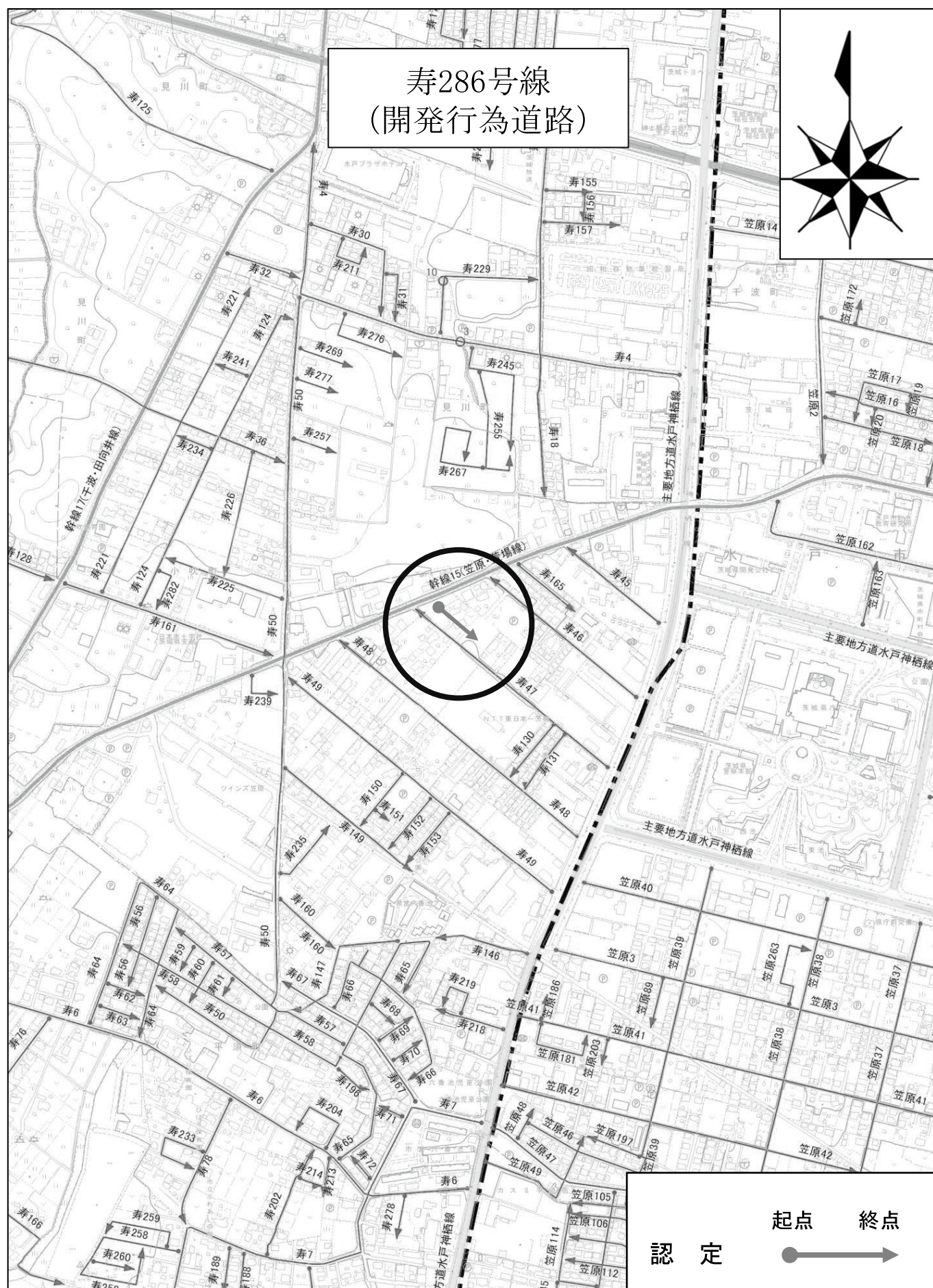
市道路線の認定の位置図



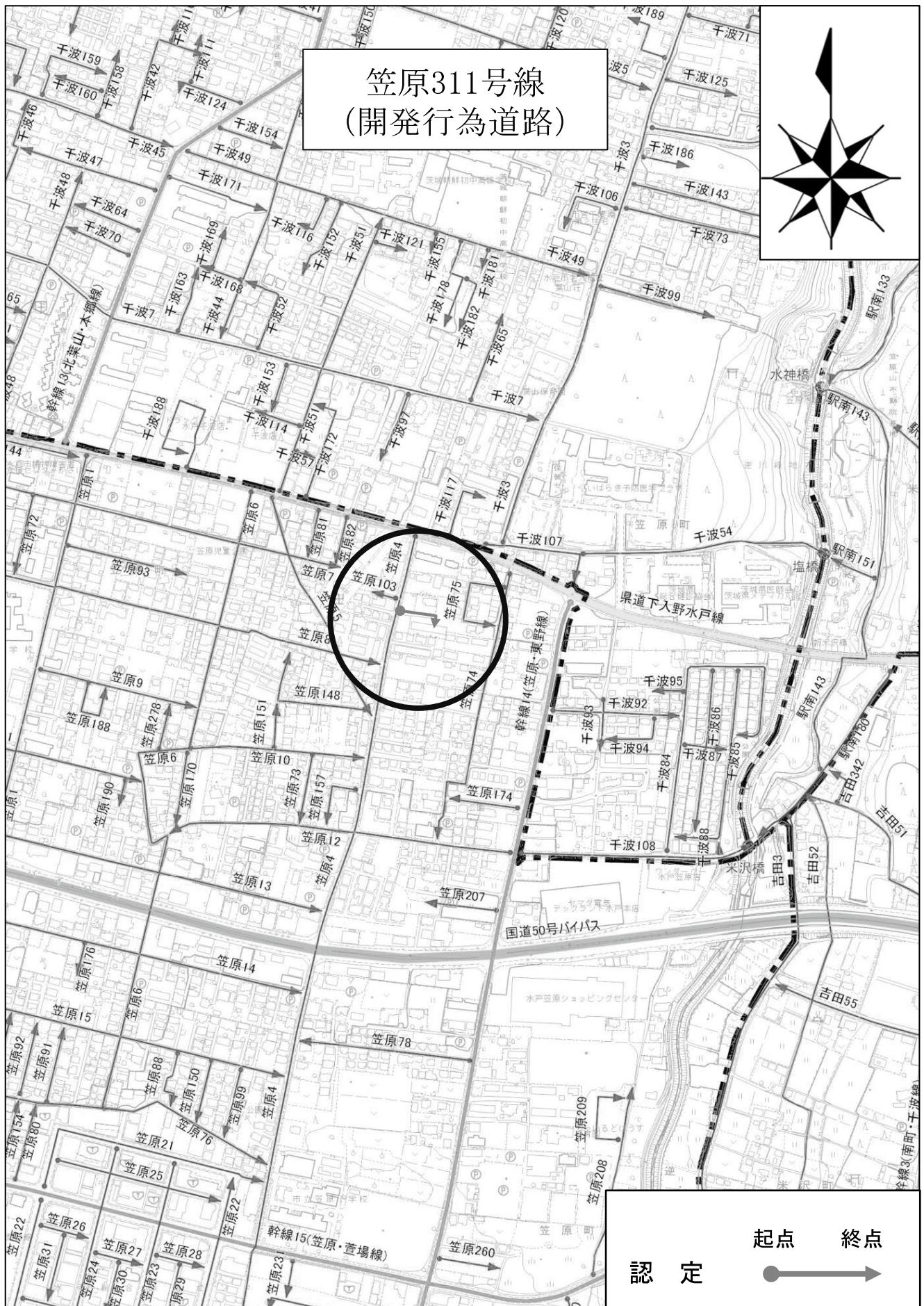
市道路線の認定の位置図



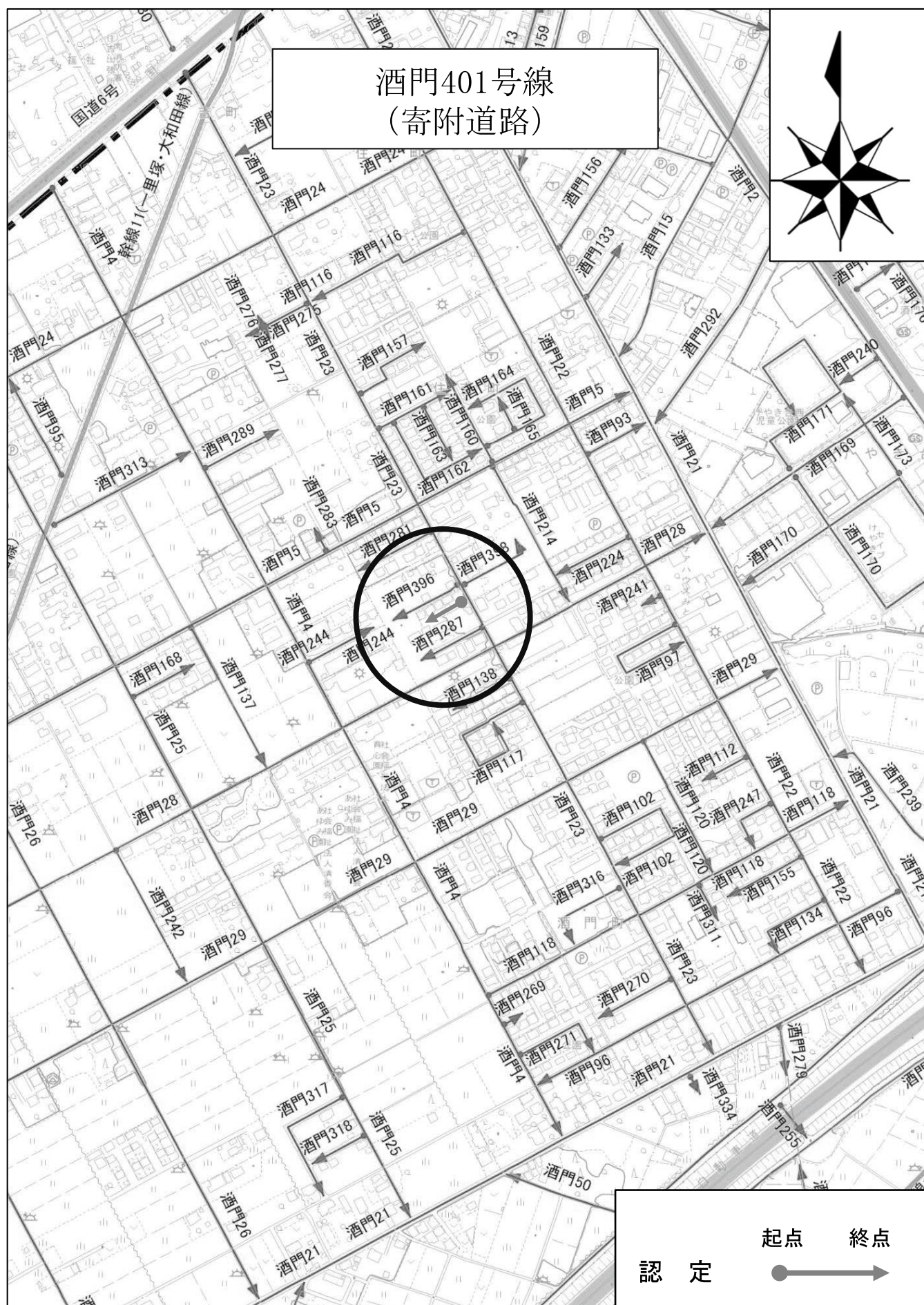
市道路線の認定の位置図



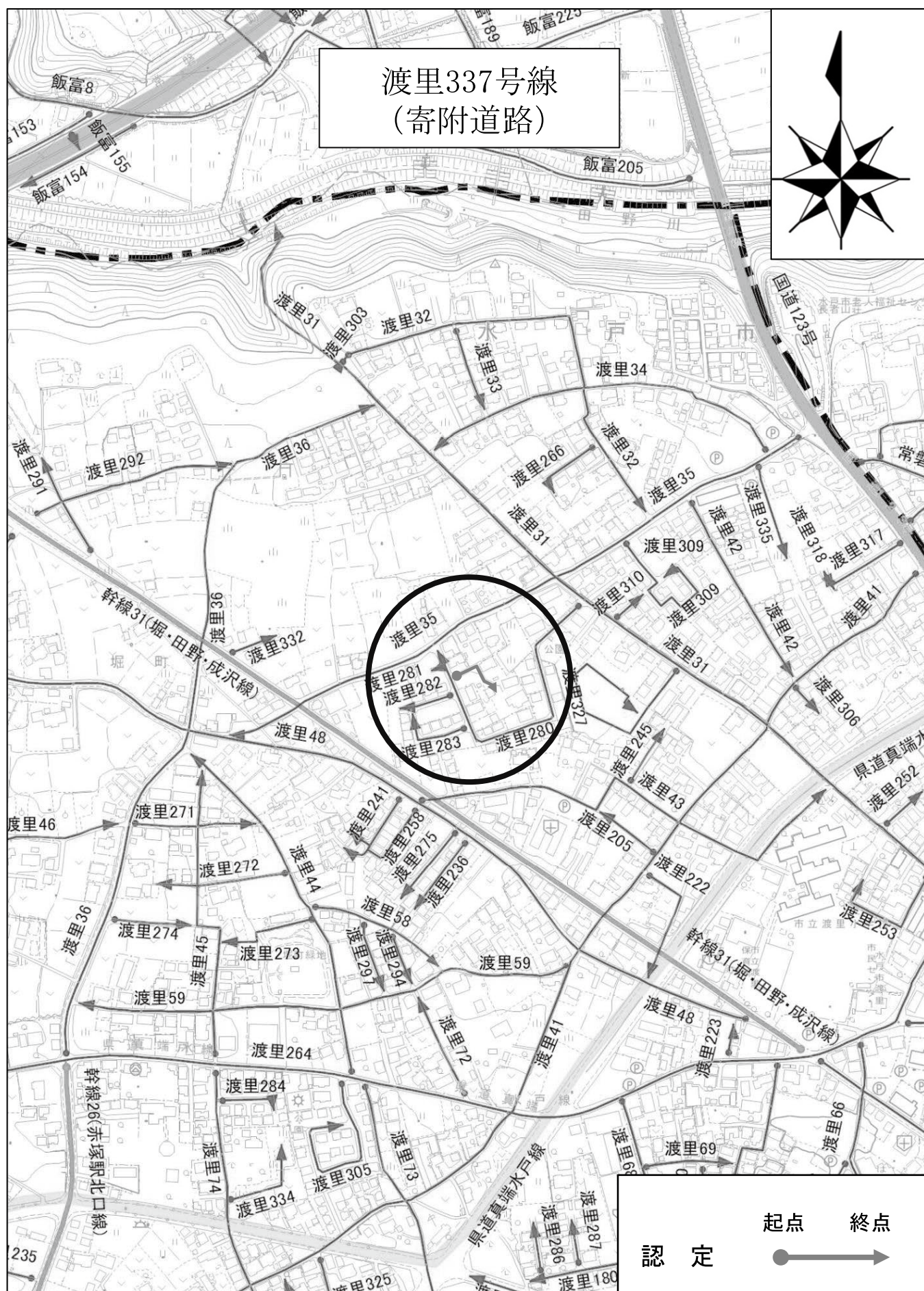
市道路線の認定の位置図



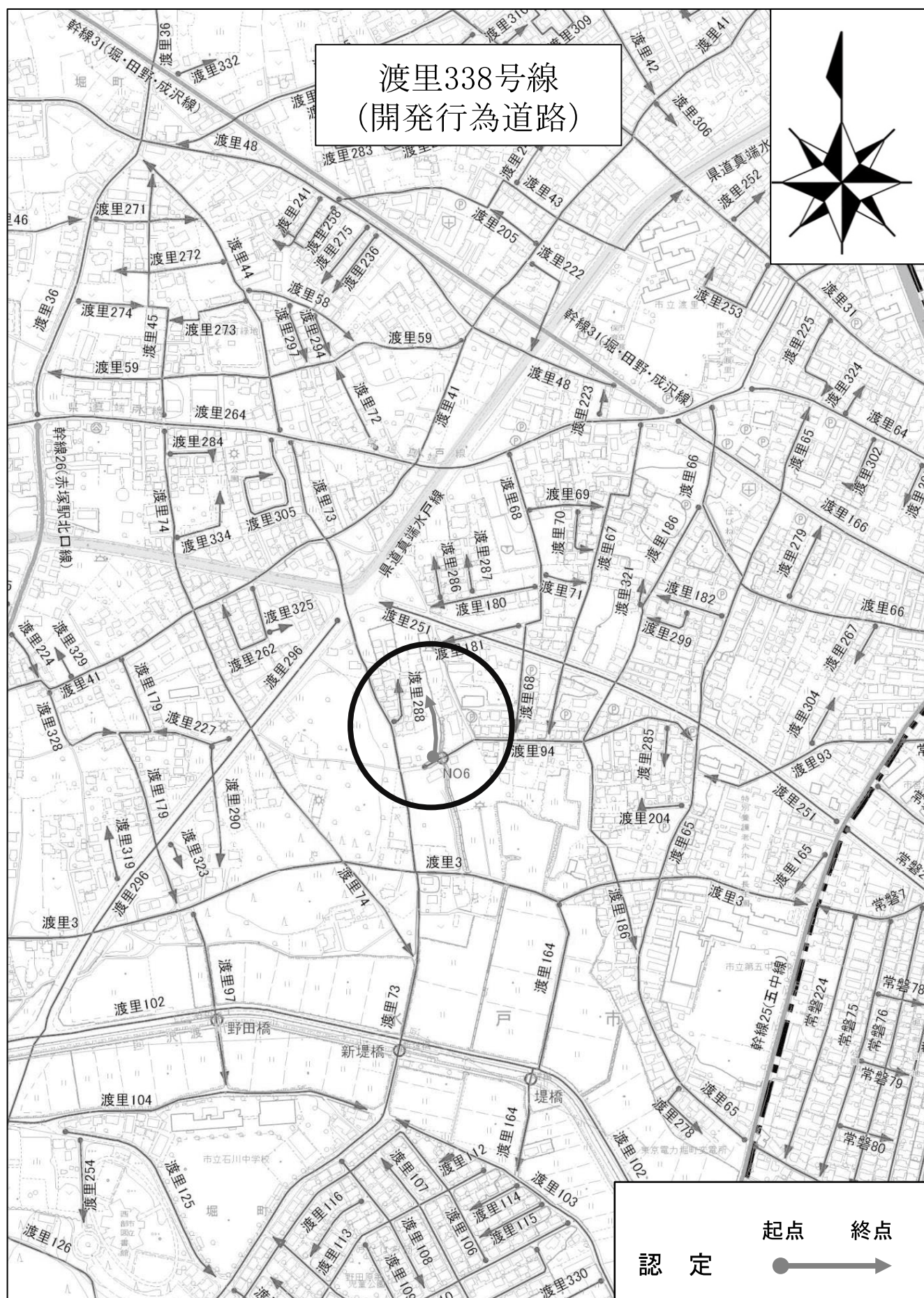
市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



内原町調整池整備工事請負契約の締結について

内原町調整池整備工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 内原町調整池整備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 247,256,900円 |
| 3 契約の相手方 | 藤和・アコオ特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市杉崎町296番地の2
藤和建设株式会社
代表取締役 坂 本 和 之 |
| 構成員 | 水戸市杉崎町296番地の2
藤和建设株式会社
代表取締役 坂 本 和 之 |
| 構成員 | 水戸市谷津町細田1番12
株式会社アコオ
代表取締役 宇都宮 浩 |

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

東赤塚都市下水路新設工事請負契約の締結について

東赤塚都市下水路新設工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 東赤塚都市下水路新設工事 |
| 2 契 約 金 額 | 273,130,000円 |
| 3 契約の相手方 | 東洋・大山特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市袴塚1丁目4番17号
東洋工業株式会社
代表取締役 尾 曾 賢 和 |
| 構成員 | 水戸市袴塚1丁目4番17号
東洋工業株式会社
代表取締役 尾 曾 賢 和 |
| 構成員 | 水戸市木葉下町178番地の1
有限会社大山建設工業
代表取締役 大 山 浩 |

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和7年度水戸市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度水戸市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,723,180千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
18 財産収入		千円 207,429	千円 118,880	千円 326,309
	2 財産売却収入	161,754	118,880	280,634
21 繰越金		300,000	116,300	416,300
	1 繰越金	300,000	116,300	416,300
歳 入 合 計		128,488,000	235,180	128,723,180

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 9,789,728	千円 235,180	千円 10,024,908
	1 保健所費	2,955,169	235,180	3,190,349
歳 出 合 計		128,488,000	235,180	128,723,180

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第118条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額
2,000円

付則第19条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

- 14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第118条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和7年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき，水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，別紙のように処分したから，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険税条例（昭和32年水戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第19条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の水戸市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和7年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成23年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和6年度分」を「令和7年度分」に改める。

第2条第1項中「令和6年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「令和6年度分」を「令和7年度分」に改め、同条第2項中「令和5年4月2日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日」に、「令和6年度分」を「令和7年度分」に改め、同条第3項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に、「令和5年の」を「令和6年の」に、「令和5年世帯基準所得額合算額」を「令和6年世帯基準所得額合算額」に、「令和6年度分」を「令和7年度分」に改める。

第4条第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

別表第1中「令和5年世帯基準所得額合算額」を「令和6年世帯基準所得額合算額」に、「令和6年度」を「令和7年度」に改める。

別表第2中「平成27年1月1日」を「平成28年1月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年度分の国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第2条の規定に該当する者の令和7年4月1日以後の日を納期限とする国民健康保険税の減免の申請については、改正前の第4条第2項中「令和7年3月31日」とあるのは、「令和8年3月31日」とする。
- 3 令和7年度において改正後の第2条の規定に該当する者で改正前の第2条の規定により令和6年度分の国民健康保険税の減免を受けたもの（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例第4条第1項ただし書の規定の適用を受けた者を除く。）については、同項本文の規定による令和7年度分の国民健康保険税の減免の申請があったものとみなす。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和7年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき，東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例について，別紙のように処分したから，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例（平成23年水戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和6年度分」を「令和7年度分」に改める。

第2条第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第3項中「令和6年度に」を「令和7年度に」に、「令和5年度分」を「令和6年度分」に、「令和6年度分」を「令和7年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年度分の介護保険料の減免の申請については、なお従前の例による。この場合において、令和7年4月1日以後の日を納期限とする令和6年度分の介護保険料の減免の申請については、改正前の第2条第2項中「令和7年3月31日」とあるのは、「令和8年3月31日」とする。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和7年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき，令和7年度水戸市一般会計補正予算（第1号）を別紙のように処分したから，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

令和 7 年度水戸市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度水戸市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ927,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,488,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により処分するものである。

令和 7 年 5 月16日処分

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 28,251,906	千円 926,305	千円 29,178,211
	2 国庫補助金	5,683,921	926,305	6,610,226
22 諸収入		2,613,914	695	2,614,609
	5 雑入	2,287,731	695	2,288,426
歳 入 合 計		127,561,000	927,000	128,488,000

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 54,704,471	千円 927,000	千円 55,631,471
	1 社会福祉費	23,609,121	927,000	24,536,121
歳 出 合 計		127,561,000	927,000	128,488,000

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和３年水戸市条例第６号）の一部を次のように改正する。

付則第18条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

付則第46条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

付 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により処分するものである。

令和７年３月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて，別紙のように処分したから，同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和6年11月13日 午後零時15分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市河和田1丁目1663番地の1
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	国保年金課職員佐藤秀則は、市有車を運転し、上記駐車を走行した際、左側から走行してきた相手方の車両に接触した。 この結果、双方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、146,839円を、 は、市に対し、98,660円をそれぞれ損害賠償金として支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年3月21日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市吉沼町2244番地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市吉沼町2244番地先で発生した事故により生じた損害について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき，和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年3月3日 午前7時50分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市吉沼町2244番地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため，当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は， に対し，損害賠償金として2,610円を支払うものとする。

上記については，地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年3月27日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市酒門町4405番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市西門町4405番2地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年2月13日 午前8時頃
事 故 発 生 場 所	水戸市酒門町4405番2地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として30,513円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年4月9日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市河和田町3891番142地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市河和田町3891番142地先で発生した事故により生じた損害について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき，和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和6年12月22日 午後7時頃
事 故 発 生 場 所	水戸市河和田町3891番142地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため，当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は， に対し，損害賠償金として10,472円を支払うものとする。

上記については，地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年4月10日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXで発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和7年1月8日 午後2時45分頃
事故発生場所	[REDACTED]
和解の相手方	[REDACTED] [REDACTED]
事故の概要	生活福祉課職員比佐優之は上記場所を訪問した際、玄関に飾られていた置物を倒した。 この結果、当該置物が損傷したものである。
和解の条件	市は、[REDACTED]に対し、損害賠償金として33,000円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年3月25日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市いきいき交流センター長者山荘駐車場で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市いきいき交流センター長者山荘駐車場で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和7年2月13日 午前10時30分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市渡里町3201番地の3 水戸市いきいき交流センター長者山荘駐車場
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	水戸市いきいき交流センター長者山荘敷地内の樹木の枝が落下し、上記場所に駐車していた相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として324,225円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年3月25日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市立新荘小学校駐車場で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和6年度水戸市一般会計継続経費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和6年度水戸市一般会計継続経費繰越計算について、次のように報告する。

令和6年度水戸市一般会計継続経費繰越計算書

(単位 円)															
款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度通繰越額	左の財源内訳					
				予算計上額	前年度通繰越額	計				繰越金	特定財源				
											国県支出金	地方債	その他		
8	土木費	3	河川費	吉沢町・住吉町第2調整池整備事業	170,000,000	54,000,000	-	54,000,000	21,600,000	32,400,000	-	32,400,000	-		
9	消防費	1	消防費	緑岡出張所改築事業	596,100,000	402,800,000	5,826,970	408,626,970	347,850,157	60,776,813	15,976,813	-	44,800,000	-	
10	教育費	2	小学校費	酒門小学校校舎増築事業	554,000,000	157,000,000	-	157,000,000	151,447,468	5,552,532	5,552,532	-	-	-	
				石川小学校長寿命化改良事業	1,954,000,000	59,700,000	1,028,147,692	1,087,847,692	958,066,024	129,781,668	129,781,668	8,381,668	-	121,400,000	-
				寿小学校長寿命化改良事業	2,183,000,000	1,361,400,000	652,000,000	2,013,400,000	1,015,640,427	997,759,573	997,759,573	19,594,573	217,265,000	760,900,000	-
				妻里小学校長寿命化改良事業	1,103,000,000	324,000,000	-	324,000,000	-	324,000,000	4163,000	50,137,000	269,700,000	-	
				計	6,560,100,000	2,358,900,000	1,685,974,662	4,044,874,662	2,494,604,076	1,550,270,586	53,668,586	267,402,000	1,229,200,000	-	

(単位 円)

令和7年6月5日提出

水戸市長 高橋 靖

令和6年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和6年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和6年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源				内		記
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	入特 地方債	定財 源	その他		
2 総務費	1 総務管理費	市民センター長寿命化改修事業費	467,000,000	2,900,000	-	-	-	-	-	2,900,000	
		防災管理経費	143,870,000	100,000,000	-	50,000,000	17,300,000	-	-	32,700,000	
		公害対策経費	22,674,000	2,090,000	-	-	-	-	-	2,090,000	
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳経費	105,864,000	31,700,000	-	31,700,000	-	-	-	-	
		市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費	1,570,000,000	289,800,000	-	289,110,991	-	-	689,009	-	
		障害者福祉経費	156,764,000	5,200,000	-	-	-	-	-	5,200,000	
4 衛生費	3 墓園斎場費	介護保険推進経費	72,495,000	7,730,000	-	7,730,000	-	-	-	-	
		新斎場整備事業費	878,000,000	1,556,500	-	-	-	-	-	1,556,500	
		清掃工場運営経費	1,412,315,000	16,000,000	-	-	-	-	-	16,000,000	
6 農林水産業費	4 清掃費	清掃事務所運営経費	79,996,000	15,730,000	-	-	11,700,000	-	-	4,030,000	
		水道事業会計繰出金	25,300,000	13,600,000	-	-	13,600,000	-	-	-	
		1 農業費	57,400,000	2,500,000	-	-	-	-	-	2,500,000	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源		その他	
						国県支出金	地方債		
8 土木費	2 林業費	林業管理経費	31,474,000	18,900,000	-	-	-	-	18,900,000
	1 土木管理費	建築確認等経費	89,890,000	19,568,000	-	16,305,000	-	-	3,263,000
		2 道路橋りょう費	道路管理経費	612,138,000	3,800,000	-	-	-	-
		舗装道維持補修費	565,135,000	700,000	-	-	-	-	700,000
		橋りょう維持補修費	109,034,000	19,600,000	-	9,920,000	-	-	9,680,000
		道路新設改良事業費	694,200,000	139,000,000	-	66,726,000	55,700,000	-	16,574,000
		側溝新設改良事業費	125,000,000	45,000,000	-	-	38,800,000	-	6,200,000
		狭あい道路及び後退敷地整備事業費	400,000,000	83,800,000	-	6,069,000	68,900,000	-	8,831,000
		認定外道路整備事業費	22,000,000	3,800,000	-	-	-	-	3,800,000
		道路新設改良事業費 (内原地区)	196,800,000	58,200,000	-	20,126,000	33,900,000	-	4,174,000
		交通安全施設整備事業費	164,900,000	68,200,000	-	35,077,000	26,900,000	-	6,223,000
	3 河川費	河川事務費	104,571,000	90,200,000	-	45,100,000	-	-	45,100,000
4 都市計画費	排水路整備事業費	576,700,000	105,100,000	-	-	99,300,000	-	5,800,000	
	都市計画推進経費	148,400,000	93,800,000	-	-	81,000,000	-	12,800,000	
	市街地整備推進事業費	148,300,000	91,840,000	-	45,920,000	-	-	45,920,000	
	国補街路整備事業費 (建設計画課)	1,416,000,000	492,300,000	-	270,688,000	221,300,000	-	312,000	
	単市街路整備事業費 (建設計画課)	32,000,000	9,700,000	-	-	-	-	9,700,000	
	国補街路整備事業費 (都市計画課)	12,500,000	13,000,000	-	-	11,700,000	-	1,300,000	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	収入特定財源		
							地方債	その他	
9 消防費 10 教育費		都市下水道整備事業費	347,900,000	97,700,000	-	-	82,600,000	-	15,100,000
		公園等管理経費	908,892,000	18,000,000	-	-	-	-	18,000,000
			国補公園建設事業費	222,000,000	93,800,000	-	44,395,500	39,900,000	-
		単市公園建設事業費	57,700,000	24,000,000	-	-	-	-	24,000,000
	5 住宅費	住宅整備事業費	491,450,000	77,000,000	-	24,169,000	40,200,000	-	12,631,000
		1 消防費	消防機械力整備事業費	257,000,000	224,400,000	-	-	223,200,000	-
		2 小学校費	小学校施設設備整備事業費	298,000,000	42,400,000	-	15,252,000	27,100,000	-
緑岡小学校長寿命化改良事業費			61,700,000	51,900,000	-	-	38,500,000	-	13,400,000
5 社会教育費		大串貝塚ふれあい公園運営経費	55,251,000	19,700,000	-	-	17,700,000	-	2,000,000
6 保健体育費		体育施設整備事業費	471,000,000	18,800,000	-	-	16,900,000	-	1,900,000
計		13,611,613,000	2,513,014,500	-	978,288,491	1,166,200,000	689,009	367,837,000	

令和7年6月5日提出

水戸市長 高橋 靖

令和6年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和6年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和6年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源 その他		
						国県支出金	地方債			
1 卸売市場費	1 卸売市場費	施設整備事業費	486,000,000	202,000,000	134,500,000	-	67,500,000	-	-	
	計		486,000,000	202,000,000	134,500,000	-	67,500,000	-	-	

令和7年6月5日提出

水戸市長 高橋 靖

令和6年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和6年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和6年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国県支出金	地方債	財源		
1 東前第二土地区画整理事業費	1 東前第二土地区画整理事業費	東前第二土地区画整理事業費	163,000,000	19,000,000	19,000,000	-	-	-	-	
計			163,000,000	19,000,000	19,000,000	-	-	-	-	

令和7年6月5日提出

水戸市長 高橋 靖

令和6年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和6年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

令和6年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続の総費額	令和6年度継続費予算現額				支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越するたな卸資産の購入限度額
				予算額	前年度通次繰越額	計					企業債	損留	勘定資産	
1 資本的支出	1 建設改良費	枝内取水場導水施設整備事業	939,600,000	306,600,000	238,980,000	545,580,000		278,069,000	267,511,000	267,511,000	103,300,000	164,211,000		-
		楮川浄水場及び開江浄水場中央監視操作施設取替事業	1,716,000,000	572,000,000	344,000,000	916,000,000		228,000,000	688,000,000	688,000,000	430,600,000	257,400,000		-
		楮川浄水場浄水設備取替事業	588,500,000	286,000,000	-	286,000,000		114,400,000	171,600,000	171,600,000	67,800,000	103,800,000		-
		楮川系取水・導水施設電気設備取替事業	770,000,000	253,000,000	-	253,000,000		101,200,000	151,800,000	151,800,000	59,900,000	91,900,000		-
計			4,014,100,000	1,417,600,000	582,980,000	2,000,580,000		721,669,000	1,278,911,000	1,278,911,000	661,600,000	617,311,000		-

令和7年6月5日提出

水戸市長 高橋 靖

令和6年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和6年度水戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左					財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入額	説 明
						企業債	一般会計 出資金	国庫補助金	工 事 負担金	損益勘定 留保資金						
1 資本的 支出	1 建設改 良費	諸設備費	円 4356,000	円 2170,000	円 2,186,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 2,186,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	関係機関との協議 に日時を要したた め
		整備事業費	1,034,418,000	632,469,000	393,966,300	193,700,000	-	64,827,000	-	135,439,300	7,982,700	-	-	関係機関との協議 に日時を要したた め		
		負担事業費	140,113,000	95,550,700	43,063,600	-	-	-	33,341,378	972,222	1,498,700	-	-	関係機関との協議 に日時を要したた め		
		改良事業費	648,936,000	295,754,800	301,608,000	102,000,000	13,600,000	24,640,000	-	161,368,000	51,573,200	-	-	関係機関との協議 に日時を要したた め		
	計		1,827,823,000	1,025,944,500	740,823,900	295,700,000	13,600,000	89,467,000	33,341,378	308,715,522	61,054,600	-	-			

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和6年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和6年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

令和6年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	水戸市浄化センター監視制御・No.1雨水ポンプ機械設備改築事業	円 1,124,500,000	377,300,000	-	377,300,000	70,900,000	306,400,000	306,400,000	円 148,600,000	円 157,755,685	円 44,315	-
	計		1,124,500,000	377,300,000	-	377,300,000	70,900,000	306,400,000	306,400,000	148,600,000	157,755,685	44,315	-

令和7年6月5日提出

水戸市長 高橋 靖

令和6年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和6年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						企業債	国庫 補助金	損益勘定 留保資金				
1 資本的 支出	1 建設改 良費	管渠建設改良費	2,752,746,900	1,660,622,863	802,814,000	527,500,000	208,482,750	66,831,250	289,310,037	円 -	関係機関との協議 に日時を要したた め	
		処理場建設改良 費	583,685,000	326,556,210	210,058,000	77,500,000	86,623,065	45,934,935	47,070,790	-	関係機関との協議 に日時を要したた め	
		流域下水道建設 費	112,143,000	20,413,000	22,939,000	22,100,000	-	839,000	68,791,000	-	関係機関との協議 に日時を要したた め	
		計	3,448,574,900	2,007,592,073	1,035,811,000	627,100,000	295,105,815	113,605,185	405,171,827	-		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越たな卸 資産の購入額	明 説 明
						国 庫 補 助 金	翌年 度 営 業 収 益				
1 下水道 事業費	1 営業費 用	管渠費	円 4,500,000	円 -	円 4,500,000	円 2,050,000	円 2,450,000	円 -	円 -	円 -	関係機関との協議 に日時を要したため
		ポンプ場費	16,280,000	-	16,280,000	-	16,280,000	-	-	資機材の調達に日 時を要したため	
		処理場費	20,000,000	-	20,000,000	20,000,000	-	-	-	関係機関との協議 に日時を要したため	
計			40,780,000	-	40,780,000	22,050,000	18,730,000	-	-	-	

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係るたな卸 資産の購入 額	説 明
						企業債	国 庫 補 助 金	損益勘定 留保資金				
1 資本的 支出	1 建設改 良費	流域下水道建設 費	円 59,521,000	円 41,254,000	円 18,267,000	円 18,100,000	円 -	円 167,000	円 -	円 -	関係機関との協議 に日時を要したため	
			59,521,000	41,254,000	18,267,000	18,100,000	-	167,000	-	-		

令和7年6月5日提出

水戸市長 高橋 靖

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和7年度事業計画及び 予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和7年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和7年度事業計画及び予算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和7年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市農業公社の令和7年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市農業公社の令和7年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市公園協会の令和7年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市公園協会の令和7年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市国際交流協会の令和7年度事業計画及び予算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市国際交流協会の令和7年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和7年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和7年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和7年度事業計画及び 予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和7年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和7年6月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

